



国 監 告 第 5 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年11月24日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 1. 随時監査

#### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

#### (2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成28年11月1日（火）から平成28年11月14日（月）まで

イ. 実施

平成28年11月21日（月）

対象部局

選挙管理委員会事務局

#### (3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成28年度国立市一般会計（歳出）

投票用紙読取分類機の購入（GTS-1000）2台（8月29日支払分）

予算科目 02.04.05.18（02）

支出額 9,840,960円

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

#### (4) 手続き

実施通知 平成28年11月1日（火）

資料提出期限 平成28年11月11日（金）

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

#### (5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 契約行為は定められた手続きを経ているか。

イ. 機種の設定は妥当か。

ウ．機器の納入時期は適切か。

エ．備品登録は適正に行われているか。

オ．支払いは適正な時期に行われているか。

( 6 ) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以 上